

○福岡武道館の管理、運営に関する規程（概要）

（昭和54年福岡県警察本部訓令第7号）

この訓令は、福岡武道館の管理、運営に関する規則（昭和54年福岡県公安委員会規則第6号）の規程に基づき、福岡武道館の管理、運営に関し必要な事項を定めたものである。

主な内容として、

- 勤務計画の策定
- 管理係員の勤務制
- 使用状況の報告要領

などの項目からなっている。